

北海道における衛生管理者の労働衛生管理に対する取り組みに関する実態調査

調査態勢

主任研究者 北海道産業保健推進センター所長 佐藤研介

共同研究者 産業保健推進センター相談員 古屋統

共同研究者 産業保健推進センター相談員 岸玲子

1. はじめに

我が国の産業構造や作業環境は大きく変貌し、産業保健関係者のたゆまぬ努力も加わって職業病の発生は激減した。しかし一方で我が国の人口構造も変化し、高齢化社会が進むにつれて中高年労働者が増加し定期健康診断での有所見率が37%を越えるような状況となり職域での健康管理の重要性が一層増すなかで平成8年10月に労働安全衛生法の一部改正が行われた。

職域における健康管理、環境管理を確実にするためには、職域内の情報を集約しうる衛生管理者の活動が必須であるが、現在、大企業はともかくとして小規模事業所における衛生管理者の活動状況は必ずしも活発とは言えず、産業医との連携も不十分といえる状況にある。このような状況から全国的に衛生管理者の組織化の動きがあり、北海道においても、平成8年9月に「北海道衛生管理者協議会」が発足する運びとなった。しかし、ここに至るまでの経緯は、衛生管理者自らの動きというよりも、むしろ行政主導型の要因が多く加わっていたことも見逃せない。

他方、医師会産業医学部会などにおいても、衛生管理者に対する評価や要望などが話題とされることは極めて少ない現状にあるため、我々は今年度の課題として本道における衛生管理者の活動状況・当面の問題点などの把握を試みることにした。

2. 調査対象と方法

調査対象事業所は、「常時50人以上を使用する事業所」として、北海道労働基準局で把握している5,521事業所から、各労働基準監督署ごとに一定の割合で、無作為に2,063カ所を抽出した。

調査内容は企業規模業種、衛生管理者数、資格取得後の年数、衛生管理者（回答者）の仕事内容、役職、衛生管理のための年間事業計画作成、職場巡視、衛生委員会の有無、労働衛生管理の重点項目、産業医との面談有無、健康診断結果の通知、再検査結果の確認、健康診断の事後措置、産業医へ希望すること、どこから労働衛生に関する情報や知識を得ているか、産業保健推進センター・地域産業保健センターを知っているか、衛生管理者協議会に参加の意志などを無記名、郵送法で個別に回収した。回収率は40.2%であった。

3. 調査結果

従業員の規模別に見ると「55～99人」の事業所が49.6%とほぼ半数を占め、次いで「100～199人」30.5%、「200～299人」が9.2%であった。「300人以上」の事業所は3.6%で、50人以上200人未満の事業所で全体の89%を占めていた。

事業所内の衛生管理者の人数は「1人」が54.2%と最も多く、ついで「2人」が21.2%「3人」が8.8%の順である。

衛生管理者になってからの年数は、「20年以上」が28.6%と最も多く、ついで「10-20年未満」22.9%、「5-10年未満」15.9%の順であった。衛生管理者としての仕事の内容は「衛生管理に関与しているが他の仕事もやっている」が74.6%と最も多く、ついで「名目上は衛生管理者となっているが、実際には他の仕事をしている」が18.0%の順であった。衛生管理者の役職は「課長職クラス」が28.7%と最も多く、ついで「部長職または管理職」26.3%、「係長クラス」11.4%の順となっている。衛生管理のための年間事業計画作成では、60.4%の企業が「作成している」と答え「作成していない」企業は37.7%にとどまっている。週1回の職場巡視を実施「している」のは54.8%「していない」は43.1%となっている。労働衛生管理者を推進する上で、重点的に実施したい内容は「健康診断の事後措置」が51.7%と最も多く、ついで「快適職場づくり」38.6%「作業環境の改善」37.3%の順となっている。産業医が選任されている企業のうち、面談することが「ある」と答えたものは53.3%「ない」は34.8%であり、産業医との面談をすることが「ある」と答えた中で、1年間での面談回数は「2回」が16.3%で最も多く、ついで「1回」15.5%、「3～5回」10.8%となっていた。健康診断の結果を何らかの方法で直接本人に「通知している」は94.0%に達し、「通知していない」は2.4%にとどまった。再検査の結果確認については「している」が76.4%、「していない」は19.9%であったが、健康診断に基づく事後措置を「実施している」が71.6%にのぼり「していない」は24.0%であった。

産業医に望むこととしては「健康相談」が69.9%と最も多く、ついで「健康診断の事後措置」63.6%、「健康・衛生教育」50.8%となっている。産業保健推進センターは「知らない」が54.1%で、「知っている」の41.3%を上回っており地域産業保健センターは「知らない」の58.4%が「知っている」37.5%を上回っていた。衛生管理者の組織（協議会）に参加の意志があるかの問いには「わからない」が46.0%と最も多く、ついで「参加したい」28.0%、「参加しない」20.6%の順となっていた。

4. 結果と考察

本調査の全体集計からみると、北海道全域での衛生管理者数は事業所毎をみてもほぼ充足されているが、経験年数を20年以上の者が28.6%と最も多く、課長級以上の役職者が55%を占めており名目上の衛生管理者が18%にのぼっている。実際に衛生管理上の仕事をしている者であっても他の業務との兼務者が74.6%であり、前任者は10%に満たなかった。産業医との連携の状況をみると、産業医と面談したことがある者は53.3%と半数を上回るが、一緒に巡視している者は39%に過ぎず連携の不十分さが窺える。近年、各事業所の作業環境は産業構造が変化してきたことも有って著名に改善され、衛生管理者の業務は作業環境改善よりも健康管理に重点がかたむく傾向にあり、健康診断とその事後措置に関することを最重点事項とする者が52%にのぼっている。

しかし、一方で健康診断の結果通知が94%に達しているのにも関わらず、有所見者に対する事後措置を実施していないと答えた者が24%にものぼる事実もある。

平成8年10月に労働安全衛生法の一部改正があり、職場における労働者の健康管理体制の充実に重点が置かれたことにより産業医と衛生管理者の連携・協力の重要性が増してきた。更に、産業医の選任されていない小規模事業所における健康診断の保健指導等は地域産業保健センターを活用することが必要となるが、衛生管理者が産業保健推進センターや、地域産業保健センターを知らないと答えた者が50%を上回っていた。

衛生管理者が労働衛生に関する情報を得るのは主として、図書・業界誌・災害防止団体等によると返答し更に、新設された労働衛生管理者協議会に参加する意志があると答えた者が僅か28%に過ぎないこと等から事業主を含めて、衛生管理者に対しての労働衛生・労働保健に関する情報の伝達、啓蒙等に産業保健推進センターがより積極的に関与すべきであろう。